

第6次高松市行財政改革計画

～持続可能な行政経営を目指して～

平成25年度～27年度

平成25年4月

はじめに (あいさつ)



地方自治法において、本市を始めとする地方自治体は、「最少の経費で最大の効果をあげること」、また「常にその組織の合理化に努めること」とされており、行財政改革に不断の努力をすることが求められております。

本市においては、これまでも、5次にわたり行財政改革計画を策定し、その推進に努めるとともに、事業仕分けの実施や、高松版ベストヴァリュウであります行政評価システムの充実を図るなど、行財政改革を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、我が国がこれまで経験したことのない人口減少社会、超高齢社会が現実のものとなる中で、本市が、住民に最も身近な基礎自治体として、今後とも適切な公共サービスを提供し続けるとともに、希望に満ちた将来像を描くためには、企業経営と同様に、将来を見据えた、中・長期的な視点や、市民の立場に立った、より質の高いサービスを提供していく視点が必要であるものと存じます。

このようなことから、本計画の策定に当たりましては、新たに経営的な視点を取り入れることとし、この度、“持続可能な行政経営を目指して”と題しまして、「第6次高松市行財政改革計画」を策定したものでございます。

これからのコンパクトで持続可能なまちづくりの推進に当たりましては、市民や事業者の皆様との、市政に対する認識の共有が不可欠と存じます。今後、本計画の下、市民の皆様とともに、行財政全般にわたって、事務事業の進め方や執行体制を不断に見直し、「持続可能な行政経営」を推進してまいりたいと存じます。

幅広い市民の皆様のご理解と御協力をお願いします。

高松市長 **大西 秀人**

《目 次》

《 第1章 序 論 》

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | これまでの主な取組と総括 | 1 |
| 2 | 本市を取り巻く社会・経済情勢の変化 | 6 |
| 3 | 中・長期的な経営視点に立った行政経営の必要性 | 10 |
| 4 | 将来にわたって持続可能な行政経営を目指して | 11 |

《 第2章 総 論 》

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 計画期間 | 12 |
| 2 | 重点的取組 | 12 |
| 3 | 4つの行政経営視点 | 13 |
| 4 | 計画を推進する方策 | 15 |
| 5 | 計画の数値目標 | 17 |
| 6 | 計画の進行管理 | 18 |

《 第3章 具体的実施項目 》

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 重点的取組ごとの実施項目一覧（体系別実施項目） | 20 |
| 2 | 局進行管理による実施項目 | 25 |
| 3 | プロジェクト進行管理による実施項目 | 107 |

| | | |
|---|------|-----|
| ◇ | 参考資料 | 114 |
|---|------|-----|

| | | |
|---|------|-----|
| ◇ | 用語解説 | 115 |
|---|------|-----|

本文中に「※」がある語句については、巻末の「用語解説」に説明文を掲載しています。

第1章 序論

1 これまでの主な取組と総括

本市では、平成8年以降、5次にわたる行財政改革計画を策定し、職員数の適正化や*指定管理者制度の導入、保育所等の民営化、ごみ収集の有料化、*事業仕分けの導入など、市政全般にわたって行財政の改革に取り組んできました。

このうち、現行の第5次高松市行財政改革計画（平成22～24年度。以下「第5次計画」という。）では、同計画を本市における行財政改革推進のための実施計画として位置付け、各局による主体的な進行管理を図る中で、これまでに、計画掲載の143項目中、139の項目について、実施あるいは着手しました。また、組織横断的な相互連携の取組として、プロジェクト管理制を新たに位置付けました。

目標効果額を定めている取組については、歳入増や歳出減の取組により、計画期間の目標効果額44億円に対し、23年度までの2年間の効果額は、約2億5,000万円となり、同期間の目標額を約2億5,000万円上回っており、おおむね計画通り進捗しています。

また、財政健全化の目標値では、23年度において、*実質公債費比率・*将来負担比率・*市債残高・*財政調整基金残高の4指標について目標値を上回っているほか、残る*経常収支比率についても、一定の改善が図られています。

第5次計画における主な取組と総括は次のとおりです。

(1) 事務事業の改革

ア 外部委託等民間活力の導入

23年4月から知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」を民営化したほか、市民病院の給食業務の民間委託や、広報たかまつの編集作業の一部委託化を実施しました。

今後とも、すべての事務事業を対象に、民間活力の導入の可能性について検討を進める必要があります。

イ 業務の廃止

事業の目的や効果を検証するなど事務事業の見直しについて検討した結果、高松市民健康まつりを始め、母子家庭児等福祉金支給事業などの事務事業を廃止しました。

引き続き、*スクラップアンドビルドの観点から、すべての事務事業を見直す必要があります。

ウ 契約等の見直し

南部クリーンセンターにおける溶融飛灰処理業務委託や西部クリーンセンターにおける破碎施設運転管理業務委託について、契約の手続きを見直すことにより、委託料の節減を図りました。

引き続き、業務委託等について経費節減の面から契約方法の見直しを検討するとともに、委託業務の質の確保を図る観点からも、委託業務の検証のあり方について検討する必要があります。

エ 補助金等の見直し

16年度に策定した「高松市補助金等交付システム見直し基準」を踏まえ、22年10月に、より具体的で実効性のある基準を定めた「高松市補助金等の見直し方針」を策定し、23年度当初予算で措置した補助金・交付金について、22年度に比べて213事業を減額、40事業を廃止しました。さらに、24年度当初予算においては、23年度に比べて214事業を減額、35事業を廃止しました。

引き続き、この方針に基づき、*事務事業評価や予算編成の過程において、補助金等の見直しについて検討する必要があります。

(2) 資産・債務の改革

ア *市債残高の抑制

*プライマリーバランスの黒字を維持した*市債の発行や、繰上償還に取り組んだ結果、一般会計における*市債残高（実質的な地方交付税である*臨時財政対策債を除く。）は、1,100億円（21年度末現在高）から、23年度末現在高は970億円となり、一定の改善が図られました。

将来における*公債費の抑制を図るため、引き続き、*プライマリーバランスの黒字を堅持した*市債の発行に努める必要があります。

イ 債権回収の取組

各所属において個別対応していた各種未収金を効果的・効率的に回収するため、納税課債権回収室をリーダーとする収納対策推進プロジェクトチームを設置し、「高松市債権回収一元化に関する事務処理要領」を策定するとともに、24年1月から債権回収一元化に着手し、24年度から本格実施しています。

引き続き、債権所管課の連携を強化し、全庁的に債権管理の適正化を図ることとしており、市民負担の公平性の確保を図る観点からも、債権回収に一層取り組む必要があります。

ウ 施設維持管理の適正化

橋梁・公園・市営住宅について、それぞれ長寿命化計画を策定し、*ライフサイクルコストの縮減を図りました。

また、老朽化が進む公共施設についても、建替時期の集中が想定されており、土木・インフラ系施設と同様、その施設整備に当たっては、適正な維持管理および長寿命化を図るとともに、建築物の維持コストの縮減や保有総量の適正化を図るなど、*ファシリティマネジメントの考え方に基づく取組が必要不可欠となっています。

(3) 定員・給与・組織の改革

ア 定員・給与の改革

行政組織の簡素・効率化を進めるため、「*職員数の適正化計画」を策定し、22年度から24年度までの3年間で、削減率3.8%(3年間で146人を削減)を目標に、その適正化に取り組んだ結果、23年度までに目標を上回る163人を削減しました。

また、職員の給与については、国に準じた見直しを実施しました。

引き続き、総人件費を抑制する観点から、「*職員数の適正化計画」の着実な進行管理に努める必要があります。

イ 組織機構の見直し

市民本位の政策主導型組織への転換を基本理念とし、簡素で効率的な組織体制づくりに取り組み、23年4月には、水道部門と下水道部門とを統合した上下水道局を設置し、サービスの向上と効率的な事業経営を図りました。

また、24年4月には、部課制から局課制に変更するとともに、本市のブランドイメージを確立し、広く発信していく*シティプロモーションを積極的に展開することを目的として、新たに創造都市推進局を設置しています。

引き続き、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への見直しに取り組む必要があります。

(4) *新しい公共を支える仕組みづくり

22年2月に「*高松市自治基本条例」が施行され、22年3月には、市民主体のまちづくりを進めていく上で、より具体的な方向や目標を示した「*高松市自治と協働の基本指針」を策定し、市民等多様な主体が参画・*協働するまちづくりに取り組んでいます。

また、住民自治および市民と行政との*協働による地域みずからのまちづくりを推進するため、*地域コミュニティ協議会に「地域まちづくり交付金」を交付

し、自主的・自立的な活動を支援するとともに、*協働企画提案事業を実施し、*NPO等と行政との*協働を進めています。

今後とも、地方分権が進展する中で、「*補完性の原理」に基づく、*「自助」、*「共助」、*「公助」を念頭に、*地域コミュニティ協議会や*NPO等多様な主体が支える*新しい公共の仕組みづくりを、更に進めていく必要があります。

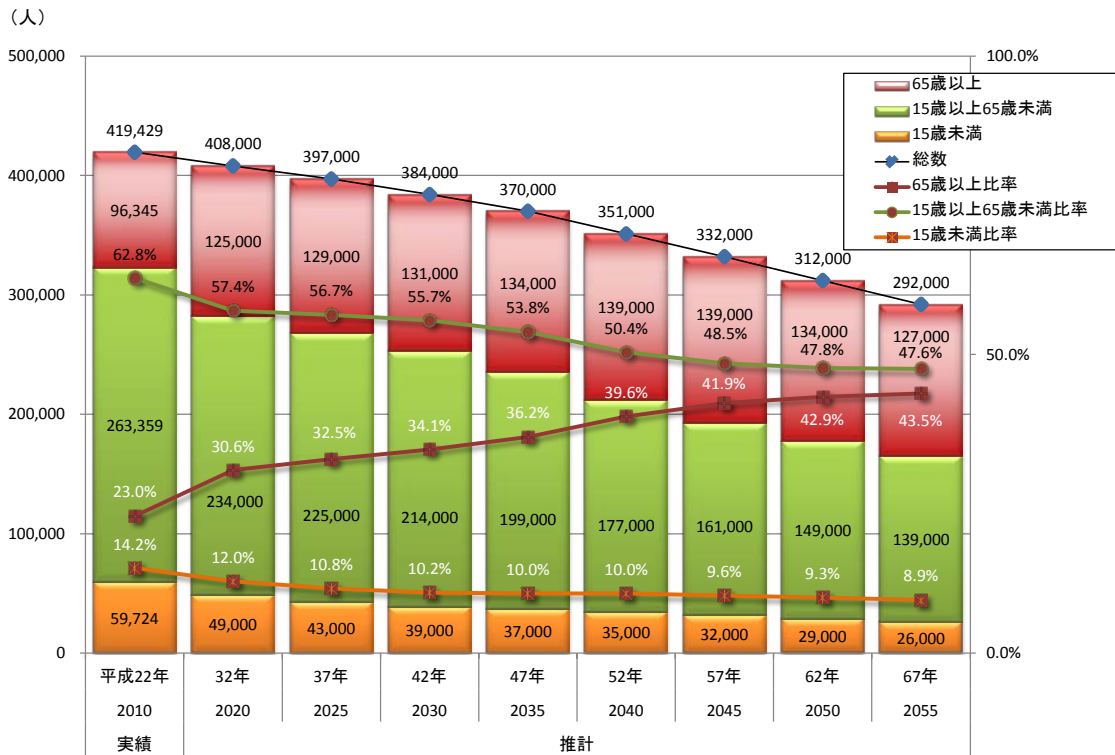
2 本市を取り巻く社会・経済情勢の変化

全国的に少子高齢化が進むとともに、今後、人口減少社会の到来が予測されています。

本市におきましても、現時点では、まだ人口減少までには至っていませんが、人口は横ばい傾向にある一方で、年齢構成別にみると高齢者の割合が急速に拡大しており、将来的には、高齢者人口はさらに増大するとともに、人口減少が進行することが予測されています。

平成22年国勢調査の人口等基本集計結果（23年10月総務省公表）を基準人口として、*第5次高松市総合計画策定時と同様の方法で推計してみると、47年には、本市の人口は37万人、そのうち高齢者人口（65歳以上）は13万4千人、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は19万9千人で、約1.5人の現役世代で1人の高齢者を支えることとなります。

《高松市の将来推計人口》

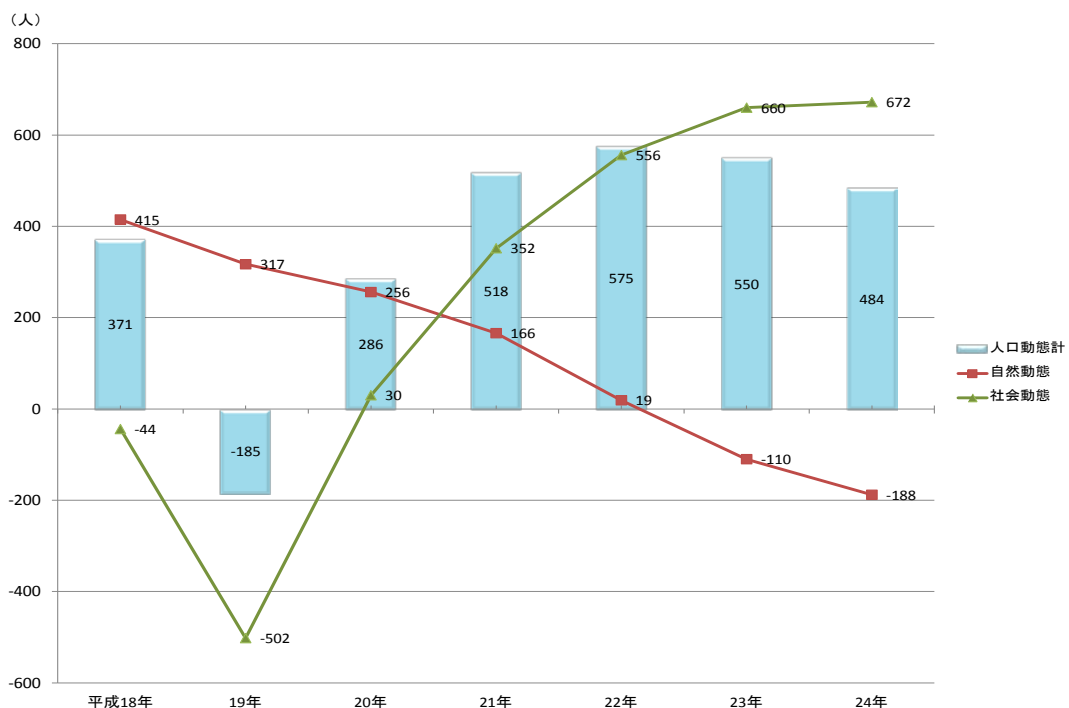


人口減少社会の到来は構造的なものであり、本市においてもその影響は避けられません。

しかしながら、本市の人口動態を仔細に見てみますと、自然動態（出生、死亡などによる自然増と減）においては、平成23年からすでに毎年減少傾向となっておりますが、社会動態（転入、転出などによる社会的な増と減）においては、平成20年から増加傾向に転じており、両者を合わせると、わずかながら、現在も人口が増加しつつあります。

このような状況を踏まえ、今後は、本市のヒトやモノを増やすための*税源涵養の取組を進めるとともに、まちづくり戦略計画等により、本市の活力を上昇させ、社会動態の増による人口増を図る必要があります。

《本市の人口動態》

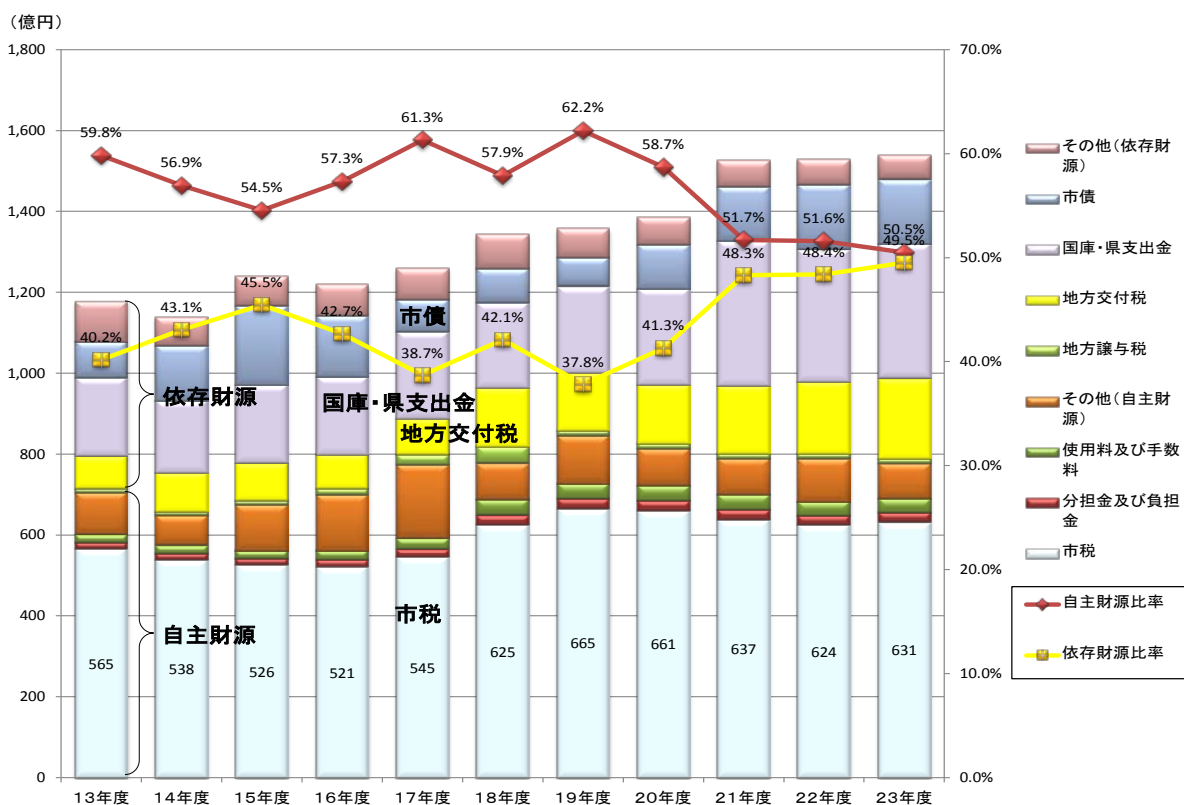


また、本市財政の歳入面を見てみますと、歳入の根幹であります市税収入は、依然として厳しい状況にあり、将来的には、さらに生産年齢人口が減少し、税収の減少が懸念されているところです。

これまで、行財政改革の推進により、起債の抑制などによる*市債残高の削減や基金の確保などに取り組んでおりますが、市税収入等、*自主財源比率の推移を見てみますと、依然として厳しい状況にあることがわかります。

28年度からは、合併に伴う*普通交付税算定の特例的優遇措置の段階的縮小に伴う普通交付税措置の段階的減少が予測され、国の財政収支も地方自治体以上に厳しい状況にあることから、*自主財源以外の財源の見通しも不透明な状態が続くと考えられます。

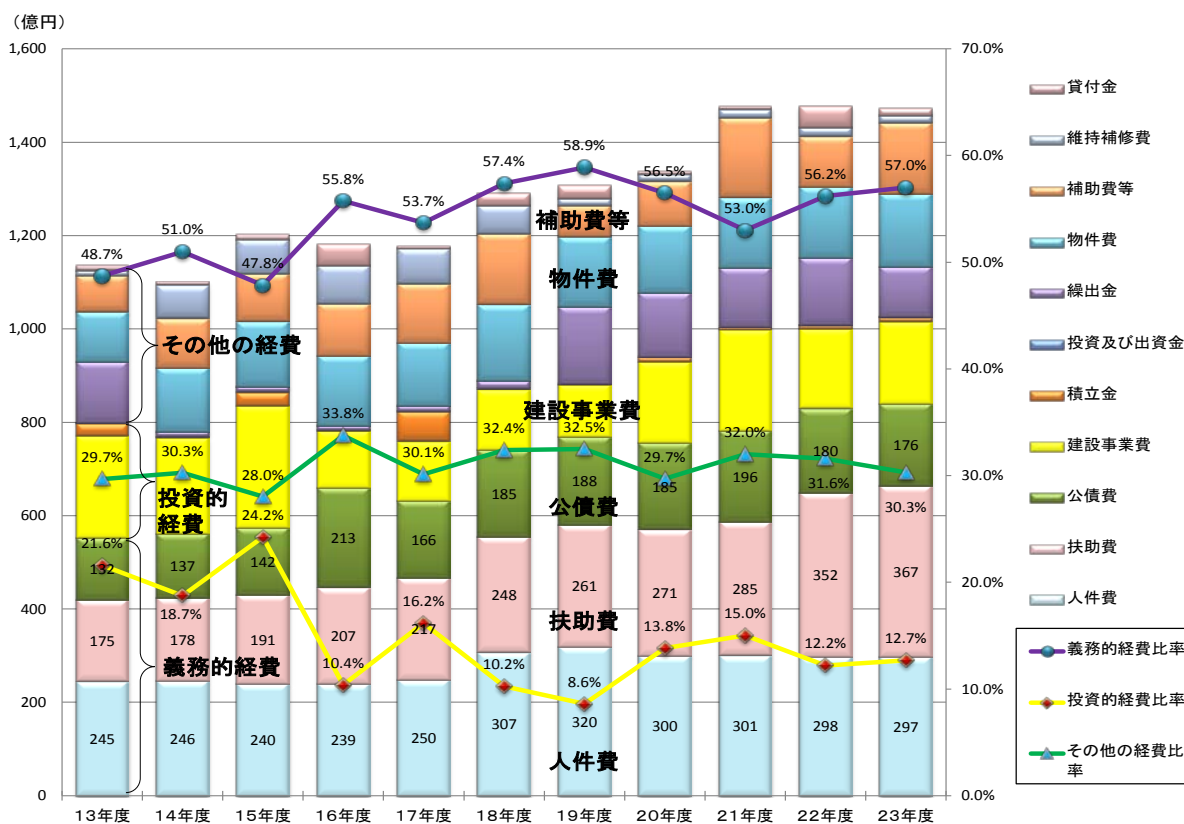
《歳入の推移》



一方、歳出面を見ても、人件費・*扶助費・*公債費といった義務的経費は年々増大し、一般会計歳出総額に占める義務的経費の割合は、13年度に48.7%だったものが、23年度には57.0%となるなど、年々比率を増しています。

今後においても、高齢者の増加による医療費や社会保障費の増大などにより、ますます義務的経費が増大することが予測されます。

《歳出の推移（性質別）》



3 中・長期的な経営視点に立った*行政経営の必要性

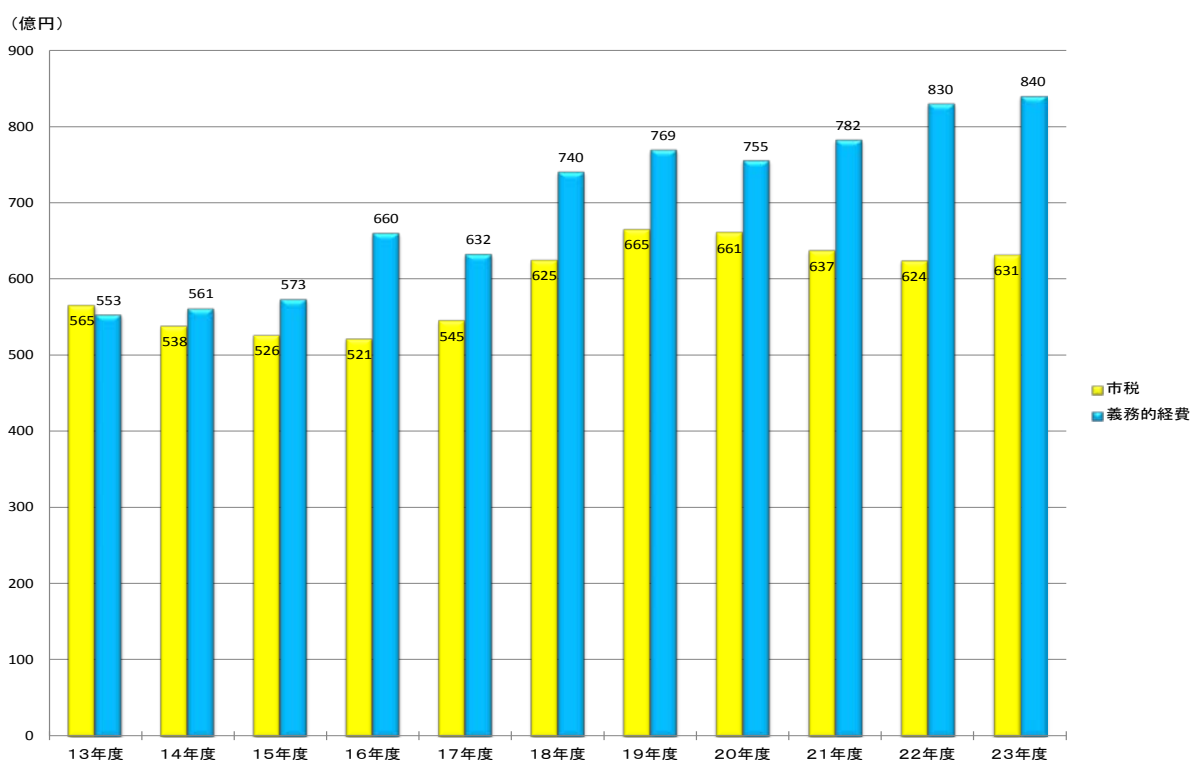
このような本市を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応し、将来にわたって持続可能な*行政経営を目指すためには、短期的な効果額を目的とする取組だけでなく、短期的には必ずしも効果額が見込めないものでも、将来を見据え、中・長期的視点に立った*行政経営戦略が必要となっています。

具体的には、歳入面において、市税以外の*自主財源の確保はもとより、今後人口減少社会の進行や生産年齢人口の減少が予測される中、市税収入をいかに確保するかが肝要となることから、将来の税収を確保するための*税源涵養の取組を推進することも必要であると考えます。

一方、歳出面においては、今後とも増大が予測される義務的経費（人件費・*扶助費・*公債費）を抑制する取組が重要となってきます。

義務的経費には国庫支出金などの特定財源が充てられるものもあるため単純には比較できませんが、市税と義務的経費の関係を見ますと、14年度以降は義務的経費が市税収入を上回っており、その差は増大する傾向にあります。

《市税収入と義務的経費の推移》



また、これまで、職員数の適正化や*市債発行の抑制、繰上げ償還等により義務的経費のうち人件費と*公債費の抑制を図ってきましたが、今後においては、それらに加え、年々増大する*扶助費を抑制する取組も重要であると考えます。

さらに、*多核連携型コンパクト・エコシティの考え方に基づく公共投資の最適化や、*ファシリティマネジメントの考え方に基づく公共施設の維持保全費用の縮減や、施設保有総量の最適化の取組など、本市の将来を見据え、中・長期的視点に立った公共投資の最適化を図る取組も必要となっています。

このような中・長期的な*行政経営の視点を取り入れる一方で、事務事業の改革を始めとした従来の行財政改革の取組も、引き続き実施することとし、計画期間内における個別目標を設定した新たな計画を策定し、目標達成に向けた改革を推進する必要があります。

4 将来にわたって持続可能な*行政経営を目指して

人口減少や少子・超高齢社会の進展に伴う人口構造の変化、地方分権型社会への構造転換など、社会構造が大きく変化する中、本市が、市民に最も身近な*基礎自治体として、今後とも適切な公共サービスを提供するためには、限られた財源の下で、改革の取組をより積極的に推進することが求められています。

本計画は、*第5次高松市総合計画において、まちづくりの目標の一つとして位置付けられている「分権型社会にふさわしいまち」の実現のため、簡素で効率的な行財政システムの構築に向け、新たに中・長期的な*行政経営の視点を導入し、「将来にわたって持続可能な*行政経営」を目指し、引き続き、行財政改革を積極的に推進します。

第2章 総論

1 計画期間

平成25年度から27年度までの3年間

2 重点的取組

これまでの行財政改革の取組を総括した上で、すべての事務事業について、その効率性や効果性、実施主体の在り方など、事業の必要性や見直しを検証する「業務の総点検」を実施し、行財政改革に集中的・重点的に取り組むため、今後優先的に対処すべき課題を重点的取組として整理しました。

行政課題

- ◆ ますます厳しさを増す行財政環境
- ◆ 多様化・増大する行政ニーズ

重点的取組

(1) 市民等多様な主体との*協働で創出する*新しい公共の推進

本市では、市民主体のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた「*高松市自治基本条例」を制定し、また、各地域で結成されたコミュニティ協議会が地域みずからのまちづくりに取り組むなど、*協働によるまちづくりを進めています。

今後とも、行政とは異なる公共サービスの担い手として、市民や*NPO、企業など多様な主体が、その特性を發揮するとともに、行政と*協働し、ともに支える「*新しい公共」創出の推進に努めます。

(2) 行政運営の基盤となる健全財政の維持

施策・事業の見直しや、安定的な*自主財源の確保に向けた取組を推進する中で、地方分権に対応した自主的・自立的な行政運営の基盤となる健全財政の維持に努めます。

(3) 効率的な行政体制の構築と人材育成

限られた人材の有効活用や、情報の共有が図られるよう、職員の意識改革を推進するとともに、組織の活性化を図り、行政サービスの効率性と質の向上に努めます。

(4) 市政の見える化や市民との認識の共有，*コンプライアンスの徹底

情報公開の徹底や、市民への適切でわかりやすい市政情報の提供、広報活動の充実に努めるとともに、市民満足度調査や広聴活動の充実により、市民のニーズを的確に把握し、市政の課題や運営について、市と市民との相互理解を深めます。

また、市政への信頼を確保し、公正な運営を進めるため、*コンプライアンスの徹底に努めます。

3 4つの*行政経営視点

将来にわたって持続可能な*行政経営を目指すため、短期的な効果額を目的とする取組だけではなく、短期的には必ずしも効果額が見込めないものも含め、将来を見据え、以下のような視点に立った*行政経営に努めます。

(1) 短期的な効果額を出す取組

事務事業の改革など、従来の行財政改革の取組も引き続き実施することとし、計画期間内において効果額目標を設定し、積極的に取り組みます。

(2) 中・長期的な歳入増・歳出削減の取組

短期的には必ずしも効果額が見込めないものも含め、将来を見据え、下記の考え方に立って、中・長期的な歳入増・歳出削減を図ります。

ア *税源涵養の取組

景気の長期低迷や少子高齢化に伴う労働力人口の減少といった納税環境の実態に目を向け、中・長期的な見地から、財源確保や税源環境整備、税源捕捉のための実効性のある取組を検討し、中・長期的に市税収入の増加を図ります。

イ *ファシリティマネジメントの取組

公共施設に求められている適正な管理運用を目指すため、既存施設を有効に活用しつつ、適正な維持管理および長寿命化を図るとともに、公共施設の維持保全費用の縮減や保有総量の適正化などを行う*ファシリティマネジメントの考え方を導入し、市民ニーズに対応した機能的で実効性のある施設管理を図ります。

ウ *多核連携型コンパクト・エコシティの取組

本市では、人口減少、少子・超高齢社会への対応を始め、環境に配慮した、コンパクトで持続可能なまちづくり「*多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指しています。福祉や環境・経済政策など、集約拠点に都市機能を集積するとともに、新たな市街地の拡大につながるような郊外部における都市基盤整備はできる限り抑制し、良質で機能的な社会資本の整備に努めます。

エ 社会保障費など、増大しつつある負担を抑制する取組

超高齢社会の進展に伴い、今後とも増大が予測される義務的経費（人件費・*扶助費・*公債費）の抑制が重要課題となっていることから、これまでも行

財政改革計画に位置付けてきた人件費・*公債費の抑制の取組に加え、社会保障費などの増大の抑制に努めます。

(3) 民間活力導入・*協働の推進によるサービスの担い手の多様化

社会構造の変化により増大・多様化する市民ニーズに対応するため、民間活力導入・*協働の推進によるサービスの担い手の多様化に努めます。

(4) 社会構造の変化に対応する市民サービスの向上

社会構造の変化により増大・多様化する市民ニーズに対応するため、地域行政組織の再編や、*さわやかサービスの推進、市民の利便性向上策などにより、さらなる市民サービスの向上に努めます。

4 計画を推進する方策

「業務の総点検」と「局による主体的な進行管理」、 「プロジェクトチームによる局を越えて連携した取組」の3つの手法により、計画を推進します。

(1) 業務の総点検

すべての事務事業について、*PDCAサイクルの考え方にに基づき、*行政評価システムを活用し、継続して行う評価を「**業務の総点検**」と位置付け、改革推進の中心機能の一つとします。

業務の総点検を行い、事務事業の必要性や、実施主体の在り方などについて、*事業仕分けの視点も参考に検討し、見直すことにより、行政本来の役割が明確化され、市民や*NPO等との*協働で創出する「*新しい公共の推進」と、限られた人員、財源の重点的・効果的な配分による「健全財政の維持」が可能になります。

業務の総点検の結果である、各事務事業の評価表を公表することにより、市政の透明化を図るとともに、内部での点検強化や、外部の評価者による評

価を実施し、実効性のある運用に努めます。

(2) 局による主体的な進行管理

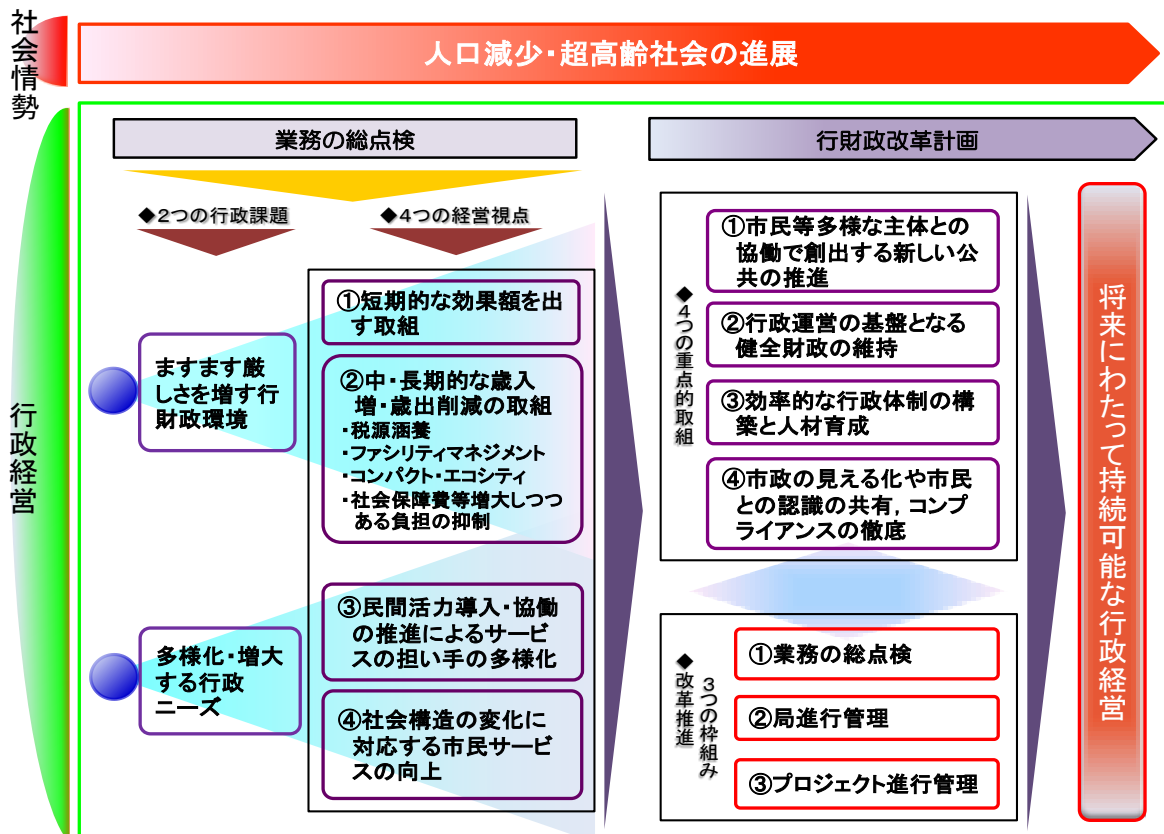
局による主体的な行財政改革の取組を進めるため、局ごとに、効果額等の目標を設定し、重点的に取り組むこととした項目の進行管理を図ります。

(3) プロジェクトチームによる局を越えて連携した取組

局を越えた課題に対して、同一・類似事業等を所管する各所属が相互に連携する、プロジェクトチームを組織し、対応を検討することで、組織横断的で、実効性のある取組を進めます。

本計画に記載されていない項目についても、各局長・所属長管理下で、改善を検討し、成果を上げた取組については、随時計画に記載し、改革の推進と、職員の改革に対する意識の維持・向上に努めます。

《高松市行財政改革計画の基本的な考え方のイメージ》



5 計画の数値目標

(1) 計画期間中に取り組む効果額 約35億円

| |
|-------|
| 目標効果額 |
| 35億円 |

◎ 局別の目標効果額については、第3章具体的実施項目25P参照

(2) 健全財政の目標値

健全財政の状況を可視化するため、数値目標を設定します。

| 財政指標 | 平成23年度決算値 | | |
|---|--|-------|-----------------------|
| | 高松市 | 中核市平均 | 全国平均 (全国の市の22年度平均) |
| ①*経常収支比率 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">88.0%</div> | 85.4% | 90.3% | 88.2% |
| | <p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合を示します。この率が低いほど財政運営に余裕があり、余剰財源を新規事業や臨時的な事業に充当することができます。</p> <p>〔指標・目標値設定理由〕 全国統一の指標で類似都市と比較できます。財政収支見通しにおいて義務的経費等の数値を基に試算を行いますと、計画最終年度の27年度での推計値は90.0%となりますが、それを下回る指標を設定します。</p> | | |
| ②*実質公債費比率 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">10.0%</div> | 10.9% | 9.3% | 11.6% |
| | <p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を実質的な借入金支払(*公債費や*公営企業繰出金など)に充てている割合を示します。借入金(*市債)の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となります。本市の*早期健全化基準は25%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔指標・目標値設定理由〕 全国統一の指標で類似都市と比較できます。財政収支見通しにおいて*公債費等の数値を基に試算した27年度での推計値10.0%を目標に設定します。</p> | | |
| ③*将来負担比率 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">100%</div> | 94.4% | 78.7% | 84.6% |
| | <p>〔説明〕 将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるかの割合を示します。一般家庭に置き換えると、1年間の収入額を100とした場合に、今後返済する借金(例えば住宅ローンなど)の額がどれだけになるかを示します。本市の*早期健全化基準は350%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔指標・目標値設定理由〕 全国統一の指標で類似都市と比較ができます。財政収支見通しにおいて*市債等の数値を基に試算しますと、27年度での推計値は104.0%ですが、それを下回る指標を設定します。</p> | | |

| 財政指標 | 平成 23 年度末現在高 |
|--|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">目標値</div> | |
| ④*市債残高 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">1,000億円</div> | 高松市 970 億円 |
| | <p>〔説明〕 市の一般会計において、公共施設の建設等に伴い借り入れる*市債の残高（実質的な地方交付税である*臨時財政対策債を除く。）です。</p> <p>〔指標・目標値設定理由〕 一般家庭のローン残高に相当するもので、市民から見てわかりやすい指標です。</p> <p>まちづくり戦略計画（総合計画の実施計画）の実施に伴う起債額を基に試算した 27 年度の推計値は 1,030 億円となりますが、それを下回る指標を設定します。</p> |
| ⑤*財政調整基金残高 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">85 億円</div> | 高松市 109 億円 |
| | <p>〔説明〕 財源対策や調整に活用する主たる積立金の残高です。</p> <p>〔指標・目標値設定理由〕 一般家庭の預貯金に相当するもので、市民から見てわかりやすい指標です。</p> <p>まちづくり戦略計画の実施に伴う財源不足見込額を基に試算した 27 年度の推計値をもとに設定します。</p> |

6 計画の進行管理

(1) 推進体制

ア 庁内体制

現行の庁内体制を継続し、総力を挙げて改革を推進します。

(ア) 進行管理の総括

行財政改革推進本部（市長を本部長とし、局長等で構成）を設置し、総合的な進行管理を行います。

「局進行管理」における局長の役割と責任を明確にします。

(イ) 局進行管理

各局に行財政改革推進総括者（局長を充てる。）を設置し、総括者である局長が責任をもって各局の計画（取組項目）の進行管理に当たります。

また、各所属に行財政改革推進責任者（所属長を充てる。）を、各係に

行財政改革推進員（係長を充てる。）を設置します。

（ウ） プロジェクト進行管理

各種課題等を解決するために設置した横断的な組織であるプロジェクトチームの進行管理は、そのプロジェクトチームのリーダーが行います。

イ 市民参加体制

行財政改革は『市民ぐるみ』で進める必要があります。そのため、市民と関連情報を共有し、改革や結果の評価に参加できる体制により、*P D C Aサイクルの考え方にに基づき、計画の客観的な進行管理、数値目標の達成を図ります。

（ア） 市民視点による評価体制

市民の視点から、行財政改革に係る提言や行政評価、改革の監視等を行う組織として、引き続き*行財政改革推進委員会を設置します。

（イ） 外部評価の実施

事務事業の一部について、外部の評価者による評価を実施します。

（ウ） 進行管理結果の公表

行財政改革推進本部において、計画の進行管理の結果を総括し、公表します。

（エ） 行政評価結果の公表

すべての事務事業について評価表を作成し、公表します。

（2） 改革推進意識の活性化

職員の改革に対する意識を維持・向上させる仕組みとして、局進行管理を始め、公募制人事異動の検討や人事評価の活用など、職員の改革意識の高揚や、意欲を生かす取組を進めます。